組織委員会担当確認年月日2021 年 10 月 25 日東京都作業部会確認年月日2021 年 10 月 27 日

事業名 フリート (乗用車)・バス等車両費

案件名 トヨタからの車両等の調達(延期経費)

案件名 トヨタからの車両等の調達(延期経費)				
確認の視点	組織委員会の見解	備考		
	・ 関係者向けのフリート (車両) サービス及び大会運営に係			
	る各FA業務で用いる運営車両(フォークリフト、先進モ			
	ビリティ(i-Road、e-Palette、APM 等))については、パ			
経費の負担が平	成 ラリンピック経費対象の平成 29 年 5 月 31 日の合意(以			
29年5月31日	の 下、「大枠合意」という。)の考え方に合致しており、対象			
合意の考え方に	基 経費について組織委員会、都及び国で2:1:1の割合で			
づくものである	こ 負担するものである。			
ح ا	・ また、現時点では、関係者向けフリート(車両)サービス			
	の内、燃料電池車両及び環境配慮車両の車両費について			
	は、東京都により負担されるものか、経費負担割合が調整			
	事項。			
	・ 本件は、組織委員会が、モビリティサービス分野のTOP			
事業の執行に当	たパートナーであるトヨタ自動車との間で締結したGSA			
り、大会運営を担	5 (Goods and Services Supply Framework Agreement)			
組織委員会が一	括 に基づくSOW(2019 年 12 月 25 日第 50 回作業部会に			
して執行した方	が て付議済み)にて調達した車両等にかかる、大会延期経費			
効率的、効果的で	あ についての個別SOWである。			
ること	・ 大枠合意のとおり、大会関係者等への輸送サービスを実施			
	する役割は組織委員会が担うこととなっている。			
経費の内容	・ 関係者向け車両(フリート)の提供は、開催都市契約運営			
等が必要性	要件及びオリンピックゲームズガイドにおいて定められ			
(必要な内	ている。			
容、機能かな	・ 車両等にかかるリース料については、大会延期前に生産済			
ど)、効率性	みの車両については使用期間が延びることにより再販価			
(適正な規	格が下落し、増額となる。また、未生産かどうかに関わら			
模、単価かな	要  ず、当該車種が期せずしてフルモデルチェンジし、陳腐化			
ど)、納得性	することにより、再販価格が下落し増額となる。			
(類似のも	<ul><li>あわせて、車両ナビシステムや運行管理システムについて</li></ul>			
のと比較し	は、大会延期に伴う計画変更により発生する仕様修正やデ			
て相応かな	ータセンター等の維持管理など、システムを稼働しなくと			
ど) 等の観点	も必要最低限、維持管理経費が発生している。			

	1			
から妥当な		・ TOPパートナーであるトヨタ自動車は、組織委員会に対		
ものである	効率性	して、日本市場における適切な価格(同規模取引と同等以		
こと		下の価格)で製品・サービスを供給する旨、GSAで定め		
		ている。		
		・ 大会延期の決定から迅速に生産ラインを止めたことによ		
		り、総台数の 48%は使用期間の延長に伴う残価の減少を		
		食い止めることが出来た。		
		・ 更に大会時運用で発生するCO2が増えない範囲で、使用		
		台数の削減を図った。		
		・ 大会が一年延期となったことに伴い、一部車種でフルモデ		
		ルチェンジに伴い旧式となったものや、大会後1年以内に		
		フルモデルチェンジを予定しているものがあり、その分残		
	納得性	価の評価額が下落することが想定される。		
		・ 上記の車両の陳腐化をリース価格に反映したうえで分析		
		すると、トヨタから調達するフリートサービスに係る総費		
		用は、市場で供給されている今回と同規模の新車のリース		
		車両の調達に比較して安価である。さらにサービス供給契		
		約とすることで、車両の登録や大会期間中のシステム保守		
		等の事務負担が軽減されている。		
		・ 車両ナビ、運行管理システムについては、1年間の維持管		
		理経費として人工等を精査し、妥当であることを確認して		
		いる。		
		・ 本件に係る内容は、大会関係者輸送におけるオペレーショ		
その他経費の内容		ンの一角を担うものであり、大会運営において必須の業務		
		である。		
等が公費負担		・ 経費の中身も、大枠合意に基づき公費負担の対象としてい		
象として適切なものであること		るものであり、対象として適切である。		
		・ 本 SoW 締結予定額については、V 5 予算内に収まってい		
		ることを確認した。		

<sup>\*</sup>公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。